

Q 手術ミスで死亡 詳細知りたい

手術の失敗により家族が亡くなりました。病院から「当院の責任のため慰謝料などの補償をする」と言われましたが、なぜこうなったのか詳しい経緯を知りたいのと、再発防止を図ってほしいという思いがあります。法的には金銭での解決が原則で、裁判ではそうした請求は難しいとも言われました。私たちの願いをかなえる方法はないでしょうか。

法律 相談室

医療に関わる場所で、医療の全過程において発生する人身事故を一般に「医療事故」といいます。

医療事故が起き、紛争解決の場が訴訟になると、「医療者に過失があったか」「過失と死亡との間に因果関係があるか」「損害額はいくらか」などの争点を巡り、

があつたなら謝罪してほしい」「再発防止を徹底してほしい」といった思いを抱く人もおられます。一方、医療者の中にも患者と争うのではなく、救助するために

全力を尽くした結果として助けられなかったことに、お見舞いの気持ちを伝えたいという人も多くいます。

ん。ここでは「あつせん人」と呼ばれる公平な第三者（弁護士）が、話し合いによる解決支援を行います。医療事故を巡る案件では「専門委員」と呼ばれる中立的な医師や歯科医師が参加し、医学的な知識も活用されます。

もちろん慰謝料などの

紛争解決機関に相談を

患者側と医療者側との間で意見を主張し合うことになり、最終的に和解するとしても「解決金〇万円を支払う」というシンプルな内容になることがほとんどです。

ただし、患者の家族の中には、金銭的な解決だけでなく、「なぜ亡くなったのか真実を知りたい」「責任

こうした両者の気持ちを考えると、医療事故を巡る紛争は、単に金銭の支払いをもって解決する訴訟という方法が適切なのだろうか、ということを感じています。

10月1日から始まる県弁護士会の「紛争解決支援センター」では、両者の願いを実現できるかもしれませ

損害賠償を求めることもできますが、必ずしも金銭的な解決に限らず、当事者が希望する方法で柔軟な解決を目指します。弁護士会としては、法的な権利や利益のほか、当事者の気持ち

が救われるための制度にしていきたいと考えております。
(回答＝村山直弁護士)

県弁護士会所属の弁護士が、皆さまの法律的なお悩み、ご相談についてアドバイスするコーナーです。随時掲載します。弁護士に直接相談したい場合は、県弁護士会（千葉043・227・8954、松戸047・366・6611、京葉047・437・3634）に電話で予約してください。県内14か所の法律相談センターで、相談することができます。一般法律相談の相談料は、30分2000円（一部を除く）です。



県弁護士会マスコットキャラクター「ちーべん」